

首都圏等広報支援業務委託仕様書

1. 業務の名称

首都圏等広報支援業務

2. 業務の目的

地域間競争が激化する中、三重県では、「選ばれる自治体」としての知名度向上・イメージアップを図るプロモーション活動を展開している。

効果的なプロモーション活動を実施していくためには、性別や年代、地域など、各ターゲットに応じた、戦略的かつ計画的な広報活動が不可欠であり、本業務は首都圏等の全国メディアを対象に本県の魅力や県政の取り組みなどの情報発信の強化に取り組み、テレビ番組や雑誌、インターネット、新聞などに取り上げられるよう働きかけていく。

ついては、この取組における成果を最大限のものとするため、広報分野の高い専門知識や実践経験を有する事業者による支援を求める。

3. 委託業務期間

契約締結の日から平成31年3月31日までとする。

4. 業務の内容

(1) メディアリレーション（取材誘致）

テレビ番組や雑誌、インターネット、新聞などで三重県の情報が高確率に取り上げられるよう、首都圏等における全国メディアを対象に、企画提案やPRを行うことで、三重県内各地への取材を誘致する。

(概要)

- 企画内容、メディアの選定、回数については受託者からの提案を基本とするが、実施にあたっては、県と協議した上で決定する
- 企画内容については、以下の内容を中心に決定する
 - ①三重県の知名度向上、イメージアップにつながる内容
 - ②県が実施する事業のPRにつながる内容
- 県の希望するメディアへの掲載実現に向けた検討、調整等を行う
- 露出記事等のクリッピングを行う

(2) ニュースリリースの配信

県が実施する事業等について、首都圏等の全国メディアに対しニュースリリース（インターネット配信プラットフォームを含む）を配信する。

(概要)

- 配信回数は10回程度を想定している
- 県が作成したニュースリリースについて、より多くのメディアに取り上げてもらえるよう内容やレイアウトを調整したうえで配信すること
- リリースの内容に応じ、配信先リストを事前に作成し、県に協議の上、配信すること

- リリース配信後も、より多くのメディアに取り上げられるようPR活動を行うこと
- 露出記事等のクリッピングを行うこと

(3) 本県との調整

受託者は、業務の遂行にあたり、都度、広聴広報課及び各部局の担当所属と企画調整・協議を行うとともに、広聴広報課と2か月に1回以上の定期的な打合せを行うこととする。

また、広聴広報課との打ち合わせでは、本県の広報手法等についての相談、質問等へのアドバイスをを行うこと。なお、アドバイスを受けて本県が事業を実施する場合の費用については、必要に応じて本県が別途確保するものとする。

5. 履行場所

本業務における履行場所は次のとおりとする。

- ア 三重県戦略企画部広聴広報課（三重県津市広明町13番地）：打ち合わせ等
- イ 受託者の所在地：資料作成、メディアへの連絡、リリース配信等
- ウ 三重県が指定した場所：メディア訪問、取材対応等

6. 執行体制

受託者は、本業務に必要な人員を配置し、責任者及び副責任者を明らかにすること。

7. 提出書類等及び納入物件等

(1) 提出書類等（受託者との協議等に基づき詳細を決定・変更する。）

- ア 実施体制図・委託業務実施計画書
- イ 議事録
- ウ 月間作業報告書
- エ 要員変更申請書
- オ 業務完了報告書

(2) 納入物件等（受託者との協議等に基づき詳細を決定・変更する。）

- ア 月間作業報告書
 - ①クリッピングデータ
 - 月ごとに作成した一覧表（広告換算費含む）とともにデータにより提出する。
 - ②ニュースリリース配信先リスト
 - ニュースリリース配信前に配信先リスト（個人情報を除く）をデータにより提出する。
- イ 業務完了報告書
 - ①提出期限：平成31年3月31日
 - ②提出部数：紙媒体及びCD-R又はDVD-Rを各1部

8. 著作物の利用及び著作権

本契約により発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。）及び著作物の翻案等により発生した二次的著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。

9. 再委託

本業務の全部または一部を第三者に委託しまたは請負わせることはできない。ただし、主要な部分を除き、あらかじめ本県の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

10. 機密の保持

受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的外に利用し、または第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

11. 個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。

12. 業務実施上の条件

- (1) 委託契約金額には、取材実費（交通費、宿泊費、協力費等）、通信費、事務消耗品費、クリーニングにかかる費用等業務に係る必要の経費の一切を含むものとする。
- (2) 業務等は、原則として休祝日を除く午前9時から午後5時15分の間で行うこととする。ただし、受託者及び本県の協議により、これ以外とすることができる。
- (3) 受託者は、業務等に従事していない時間には、本業務のために常駐や待機している必要はないが、電子メール等で速やかに連絡できるようにすること。
- (4) 受託者は、本業務の実施にあたって、不明瞭な点や改善の必要性がある場合、または執行上の疑義が生じた場合は、本県と協議を行うこと。
- (5) 受託者は、本仕様に定めのない事項であっても、本県が必要と認め指示する事項については、委託料の範囲内で実施するものとする。

13. 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

14. 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 委託者に報告すること。

エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

(2) 受託者が(1)のイ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。